

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）中一部改正

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 偏在対応特別独立開業等支援補助金（第四十五条―第四十七

条）―を 第四節 偏在対応特別独立開業等支援補助金（第四十五条―第四十七

条）―を 第五節 偏在対応弁護士等移転支援補助金（第四十七条の三・第四十

第六節 偏在対応復旧費用支援補助金（第四十七条の五・第四十七条

条の二）

七条の四）に改める。

の六）―

第二十五条第一項に次の二号を加える。

三 被災時移転開設費援助金 大規模災害（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項及び第二項の救助の対象とされた災害及び弁護士会が指定し本会が承認した災害をいう。以下同じ。）による被災を原因として、同一の市町村内に当該公設事務所を移転した場合（同一の市町村内に事務所を移転することが困難な特段の事情がある場合には、近隣の市町村に移転した場合も含む。）の費用のうち第一号に準じて必要と認める額

四 被災時復旧費援助金 百万円の範囲内で、大規模災害による被災を原因として、当該公設事務所が損害を受け、その復旧のため支出した什器備品等の修繕費用及び再取得費用、記録及びデータの復元費用並びにファイナンスリース等の再契約費用等（以下「復旧費用」という。）のうち必要と認める額。ただし、前号の規定により被災時移転開設費援助金の給付を受けるときは、被災時復旧費援助金は、給付しない。

第二十五条第二項中「又は第四項第二号」を「、第四項第二号又は第五項」に改め、「四か月以内に」の下に「、被災時移転開設費援助金にあつては当該移転から九か月以内に、被災時復旧費援助金にあつては当該大規模災害の発生から九か月以内に」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 被災時移転開設費援助金及び被災時復旧費援助金は、公設事務所弁護士に対し、書面による申請により、あらかじめ仮に給付することができる。この場合

においては、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の給付の際に清算する。

第二十六条第一項中「運営費援助金」の下に「被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金」を加え、同条第三項中「又は運営費援助金」を「運営費援助金」に改め、「若しくは貸付け」の下に「被災時移転開設費援助金の仮の給付又は被災時復旧費援助金の仮の給付」を加え、同条第四項中「開設費援助金」の下に「被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金」を加え、同条第六項及び第七項中「開設費援助金」の下に「又は被災時移転開設費援助金」を加え、同条に次の二項を加える。

8 被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の給付を受けた公設事務所弁護士は、給付を受けた被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金から充てた費用につき損害保険により補填を受けたときは、直ちに被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金を返還する。ただし、返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

一 被災時移転開設費援助金 被災時移転開設費援助金のうち復旧費用に該当する額及び補填を受けた損害保険金の合計額から復旧費用として支出した金額（以下この条において「実損額」という。）を控除した額

二 被災時復旧費援助金 被災時復旧費援助金及び補填を受けた損害保険金の合計額から実損額を控除した額

9 前項の規定にかかわらず、実損額が前項各号に規定する合計額以上の場合には、被災時移転開設費援助金又は被災時復旧費援助金の返還を要しない。

第三十条各号列記以外の部分中「貸付け」の下に「又は給付」を加え、同条に次の二号を加える。

四 偏在対応弁護士等移転支援補助金

五 偏在対応復旧費用支援補助金

第三十六条の次に次の一条を加える。
(大規模災害により被災した場合の特例)

第三十六条の二 本会は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受けた弁護士が大規模災害により被災した場合に、当該弁護士が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請をしたときは、経理委員会の承認を得て、その返済の全部又は一部を免除することができる。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めるときは、理事会の承認を得なければならぬ。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(大規模災害により被災した場合の特例)

第四十二条の二 第三十六条の二の規定は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人及び共同法人に準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」と、「弁護士」とあるのは「弁護士法人又は共同法人」と読み替えるものとする。

第四章第四節中第四十七条の次に次の一条を加える。

(大規模災害により被災した場合の特例)

第四十七条の二 第三十六条の二の規定は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士、弁護士法人及び共同法人に準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「弁護士」とあるのは「弁護士、弁護士法人又は共同法人」と読み替えるものとする。

第四章に次の二節を加える。

第五節 偏在対応弁護士等移転支援補助金

(偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付け)

第四十七条の三 本会は、大規模災害により被災した偏在解消対策地区(ただし、当該法律事務所又は当該法律事務所に所属する弁護士の数を除外すると偏在解消対策地区となる場合を含む。)若しくは特別独立開業等支援対象地区(以下「対象地域」という。)に法律事務所を設置している弁護士(以下「被災弁護士」という。)又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所を設置している弁護士法人若しくは共同法人(以下「被災弁護士等」と総称する。)が、当該大規模災害による被災を原因として、当該法律事務所を当該対象地域内に移転(移転しようとする場合又は弁護士法人若しくは共同法人にあっては当該法律事務所を廃止した上で新たに設置し、若しくは設置しようとする場合を含む。以下この節において同じ。)し、又は他の対象地域内に移転した場合に、当該被災弁護士等が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請したときは、その移転を支援するため、移転した先の対象地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応弁護士等移転支援の対象として指定した上で、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けをすることができる。

2 被災弁護士等は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金若しくは偏在対応常駐従事務所開設支援補助金又は偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けている場合であっても、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けを受けることができる。

3 偏在対応弁護士等移転支援補助金は、三百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の被災弁護士が共同して同一の法律事務所を移転しようとする場合におけるそれぞれの被災弁護士に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の額は、五百万円を被災弁護士の数で除して得た額の範囲内とする。

4 偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けは、無利息とする。

(準用)

第四十七条の四 第三十二条から第三十七条までの規定(ただし、第三十二条第四項を除く。)は、弁護士に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「独立開業希望弁護士等」とあるのは「被災弁護士」と、「前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」とあるのは「第四十七条の三第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」と、「偏在対応弁護士独立開業支援」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援」と、「独立開業」とあるのは「移転」と(ただし、第三十六条第一項第一号中「継続して独立開業していたこと」とあるのは「継続して開業していたこと」と、第三十七条中「独立開業の状況」とあるのは「開業の状況」と読み替えるものとする。)、 「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援補助金」と、「第三十一条第三項」とあるのは「第四十七条の三第三項」と、「第三十四条第一項」とあるのは「第四十七条の四第一項において準用する第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

2 第三十九条から第四十四条までの規定は、弁護士法人又は共同法人に対する偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援補助金」と、「前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」とあるのは「第四十七条の三第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会」と、「偏在対応常駐従事務所開設支援」とあるのは「偏在対応弁護士等移転支援」と、「設置」(第四十二条第一項第一号の「設置していたこと」及び第四十四条の「設置」を除く。)とあるのは「移転」と、「第三十八条第二項」とあるのは「第四十七条の三第三項本文」と読み替えるものとする。

第六節 偏在対応復旧費用支援補助金

(偏在対応復旧費用支援補助金の給付)

第四十七条の五 本会は、被災弁護士等が当該被災を原因として当該法律事務所について損害を受け、その復旧費用として必要な支出をし、又は支出を必要とする場合に、当該被災弁護士等が当該大規模災害の発生から三年以内に書面による申請をしたときは、偏在対応復旧費用支援補助金を給付することができる。

2 偏在対応復旧費用支援補助金は、当該法律事務所ごとに百万円の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

3 偏在対応復旧費用支援補助金は、偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付けを受けるときは、給付しない。

4 偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受ける被災弁護士等は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。

一 偏在対応復旧費用支援補助金を復旧費用に充てること。

二 被災弁護士等の法律事務所が所在する地域の住民に対する災害復旧支援活動に努め、当該支援活動の実施状況に関する報告書を本会に提出すること。

三 次項に掲げる事由が生じたときは、直ちに偏在対応復旧費用支援補助金を返還すること。

5 偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受けた被災弁護士等は、次に掲げる事由が生じたときは、偏在対応復旧費用支援補助金を直ちに返還しなければならない。ただし、当該事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、当該被災弁護士等の書面による申請により、理事会の承認を得て、その返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

一 給付の日から三か月を経過する日までに当該法律事務所を廃止又は移転（当該対象地域内又は他の対象地域内への移転を除く。）したとき。

二 偏在対応復旧費用支援補助金から充てた復旧費用につき損害保険により補填を受けたとき。ただし、返還額は偏在対応復旧費用支援補助金及び補填を受けた損害保険金の合計額から復旧費用として支出した金額（以下この号において「実損額」という。）を控除した額を限度とする（実損額が偏在対応復旧費用支援補助金及び補填を受けた損害保険金の合計額以上の場合は、偏在対応復旧費用支援補助金の返還を要しない。）。

三 その他偏在対応復旧費用支援補助金の給付を受けた被災弁護士等が、その給付の目的に反する行為をしたとき。

（除外規定）

第四十七条の六 前条の規定は、被災弁護士が公設事務所弁護士、日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士又は組織内弁護士（弁護士職務基本規程（会規第七十号）第五十条に規定する組織内弁護士をいう。ただし、非常勤であるも

のを除く。)である場合には、適用しない。

附 則

1 目次、第二十五条第一項第三号(新設)及び第四号(新設)、第二項、第五項並びに第六項、第二十六条第一項、第三項、第四項及び第六項から第九項まで、第三十条各号列記以外の部分、第四号(新設)及び第五号(新設)、第三十六条の二(新設)、第四十二条の二(新設)、第四十七条の二(新設)並びに第四章第五節(新設)及び第六節(新設)の改正規定(以下「本改正規定」という。)は、令和五年十月一日から施行する。

2 改正後の第三十条各号列記以外の部分、第四号及び第五号、第三十六条の二、第四十二条の二、第四十七条の二並びに第四章第五節及び第六節の改正規定は、令和二年十月一日以降に発生した大規模災害による被災に係る申請から適用する。

3 改正後の第二十五条第一項第三号及び第四号、第二項、第五項並びに第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定は、令和五年一月一日以降に発生した大規模災害による被災に係る申請から適用する。

4 本会は、本改正規定の施行後五年を経過した場合において、本改正規定による改正後のこの規則の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。